

# 山形町内の住宅、店舗、事務所等への 太陽光発電システム等PPA事業に補助します！ (太陽光発電システム補助率2/3、蓄電池システム補助率3/4)

久慈市では山形町の脱炭素先行地域づくりを目指すとともに、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を促進するため、山形町内の住宅、店舗、事務所等に太陽光発電システム等を設置するPPA（第三者所有型）事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助します。

※ PPA（第三者所有型）事業とは、発電事業者が山形町内の施設（住宅、店舗、事務所等）に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置し、所有及び維持管理をした上で、当該太陽光発電システムから発電された電力を当該施設等に供給する事業になります。

## 補助を受けることができる方

市税を滞納していない方（または久慈市税の納税義務がない方）で、山形町内に所在する施設等においてPPA事業実施を予定している事業者様。

## 補助対象となる経費

次のいずれにも当てはまるものを設置するために必要な経費になります。

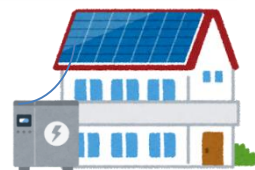
○ 太陽光発電システムのみ、または蓄電池システムと合わせて設置するもの。

※太陽光発電システムのみを設置は条件付きで設置可能です。

○ 未使用品であるもの。

○ 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。

○ 発電電力量などの計測機器を導入し、CO2削減量の実績を把握できるもの。



## 補助金額

○ 太陽光発電システム（補助率 **2/3**）

補助対象経費の合計額に2/3を乗じて得た額（補助対象経費に上限あり）

○ 蓄電池システム（補助率 **3/4**）

補助対象経費の合計額に3/4を乗じて得た額（補助対象経費に上限あり）

※ いずれも1,000円未満は切り捨て

## 申請方法等

○ 必要書類は、市のHPからダウンロード願います。



([https://www.city.kuji.lg.jp/kurashi\\_tetsuzuki/kankyohozen/4/3069.html](https://www.city.kuji.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/kankyohozen/4/3069.html))

○ 申請書類等の提出は、「港湾エネルギー推進課」又は山形総合支所「ふるさと振興課」にご持参願います。

※ 手続きの流れは裏面をご確認ください。事業の詳細については補助要綱をご覧ください。

## 補助事業の実施期間

○ 令和6年度～令和9年度（予定）

※ ただし、各年度内に完了する事業が対象です。

## お問い合わせ

○ 久慈市企業立地港湾部港湾エネルギー推進課

〒028-8030 久慈市川崎町1-1 TEL 0194-52-2369 FAX 0194-52-3653

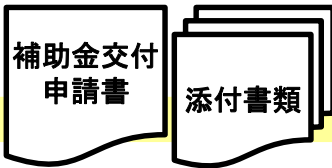
○ 久慈市山形総合支所ふるさと振興課

〒028-8602 久慈市山形町川井8-30-1 TEL 0194-75-2125 FAX 0194-72-2848

手続きの流れ

事務所  
申請者（PPA（第三者所有型）事業者）

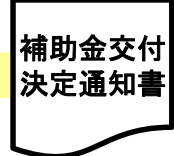
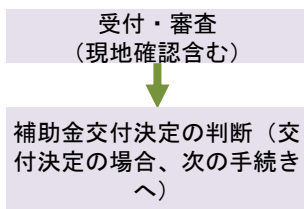
市役所  
久慈市 港湾エネルギー推進課 又は ふるさと振興課



必ず着工前（2週間以上前）に提出してください。

期限：令和8年12月4日（金）

- 【添付書類】※期限までに整えて提出してください。
1. 位置図、設置予定箇所の写真
  2. 機器の型式、出力等が確認できる書類の写し。  
余剰電力の逆潮流を行わない場合は逆潮流制御が確認できる書類。
  3. 再エネ余剰売電契約先が確認できる書類の写し  
※余剰電力を売電する場合のみ
  4. 収支予算書【様式第2号】
  5. 適正導入量計算書【様式第3号】
  6. 発電シミュレーションの結果が分かる書類
  7. 費用内訳書【様式第4号】
  8. 需要家との契約書の写し
  9. 需要家以外の施設等所有者の承諾書【様式第5号】  
※申請者が建物や敷地を借りて再エネ等設備を設置する場合のみ
  11. 不動産登記簿謄本  
※申請者が事業の用に供する施設等に再エネ等設備を設置する場合のみ
  12. 暴力団排除に関する誓約書
  13. その他市長が必要と認める書類

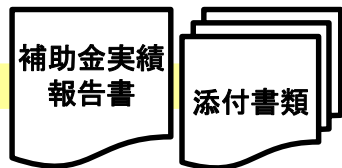


交付決定通知書の受領

工事着工

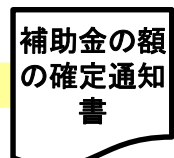
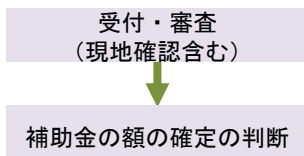
工事完了

（電力受給契約等含む）



期限：設置完了後30日以内

- 【添付書類】※期限までに整えて提出してください。
1. 再エネ等設備の設置状況を確認できる写真。  
余剰電力の逆潮流を行わない場合は逆潮流制御が確認できる書類。
  2. 収支精算書【様式第2号】
  3. 費用内訳書【様式第4号】
  4. 需要家との契約書の写し
  5. 設置に要した経費に係る書類（請求書、領収書の写し等）  
資料受払簿
  7. 工事日誌等の事業実施状況等の分かる書類
  8. 再エネ等設備の余剰売電契約先が確認できる書類の写し  
※余剰電力を売電する場合のみ
  9. 一般送配電事業者との系統連系に関する契約書の写し  
併せて、余剰電力の売電を行わない場合は逆潮流しないことを申請した書類等の写し。
  10. 需要家消費率を満たしていることが分かるモニター画面等の写真
  11. その他市長が認める書類



期限：令和9年3月5日（金）

補助金の支払い

売電量・買電量・需要家消費量等の報告（求めに応じて）